

改正特定商取引法説明会について

平成21年12月1日の改正特定商取引法の施行に伴い、事業者、消費者相談員、都道府県担当者など幅広く対象に「改正特定商取引法及び割賦販売法」について全国規模の説明会を実施しました。

平成21年度（全国28カ所）

6/30	東京①	7/15	札幌①
7/29	京都	8/5	名古屋①
8/21	仙台	8/26	福岡①
9/3	さいたま①	9/9	岡山
9/10	高松	9/16	金沢
9/28	さいたま②	10/1	札幌②
10/8	広島	10/9	大阪①
10/16	東京②	10/23	那覇
10/29	神戸	10/30	名古屋②
11/5	松山	11/6	東京③
11/13	旭川	11/18	鹿児島
11/20	福岡②	11/27	盛岡
12/1	新潟	12/3	東京④
12/10	大阪②	12/11	静岡

以上